第1編 総則

第1章 目的

第1 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法(以下「災対法」という。)昭和36年法律第223号:第42条の規定に基づき、市域に係る防災に関する事項について、関係機関の協力を含めた総合的な計画を定め、市民の生命及び財産を災害から保護し、地域社会の安寧の確保を目的とするとともに、風水害や地震による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。

また、関連計画として、防災計画に規定する対策を効果的に実施するため、国土強靱化地域 計画や業務継続計画、受援計画、初動マニュアル等を位置づけている。

1 上位計画及び関連計画との関係

本計画は、国の中央防災会議が作成した防災基本計画、茨城県地域防災計画、また、指定地 方公共機関、指定公共機関が策定する防災業務計画と整合したものとして定める。

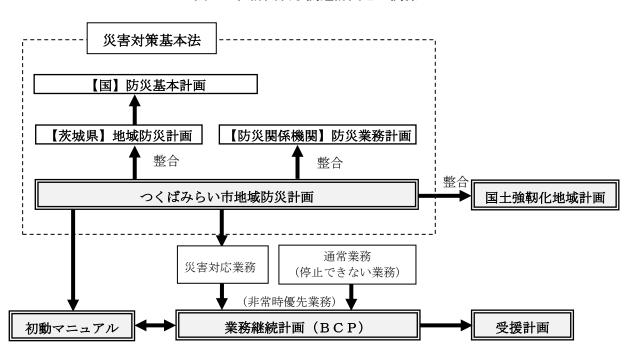
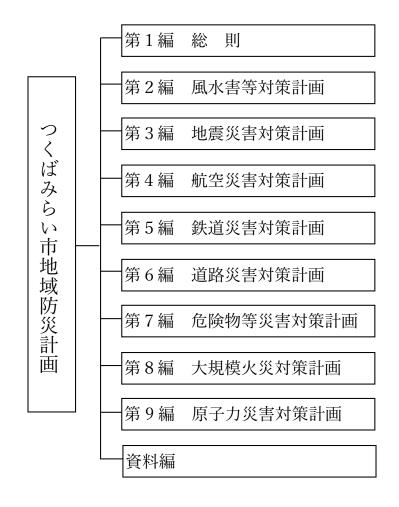


図:上位計画及び関連計画との関係

2 計画構成

本計画は、次のような構成となっている。

図:つくばみらい市地域防災計画の構成



第2章 計画の修正

この計画は、市域での災害発生状況等を勘案した上で、必要があると認められたときには茨城県地域防災計画との整合を図りながら修正することができる。

第3章 つくばみらい市の概要

第1 自然条件

1 位置及び地勢、土地利用

本市は茨城県の南西部、東京都心から 40km 圏に位置し、東はつくば市と龍ケ崎市、西と北は常総市、南は取手市と守谷市にそれぞれ接している。市域は南北約 12km、東西約 10km に広がり、面積 79.16km²を有する。

市域の西部、南部の守谷市及び取手市の行政界付近を鬼怒川、小貝川が流れ、小貝川沿いは、 広大な水田地帯となっている。また、東部や西部の丘陵地は、集落や畑地、平野林が広がって いるが、住宅団地や工業団地、ゴルフ場なども造成され、近郊整備地帯として都市機能の強化 が図られている。

2 気候

本市の気候は、太平洋型の気候である。2010 年から 2020 年の 10 年間の平均気温は 14.7 \mathbb{C} (最高値は 15.3 \mathbb{C} 、最低値は 14.0 \mathbb{C})、年間降水量は 1,366mm (最高値が 1,642mm、最低値は 1,094mm) である。

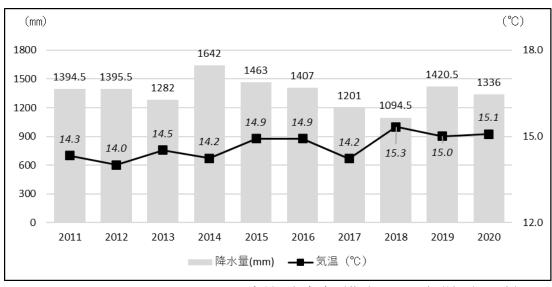


図:年間降水量と平均気温

資料:気象庁(茨城県つくば(館野)地点)

第2 社会環境

1 交通

市の中央部に常磐自動車道が整備され、下りはつくば市、水戸市を経て福島県に、上りは守谷市を経て千葉県、東京都に至っている。また、市内に位置する谷和原インターチェンジからは、都内まで約30分、つくば市まで約10分となっており、現在、谷和原インターチェンジと谷田部インターチェンジの間に(仮称)つくばみらいスマートICの整備を進めている。

また、市の西部を南北に国道 294 号、市の北部を東西に国道 354 号が通り、そのほか、つくば市方面や守谷市、取手市、常総市、坂東市、野田市と連絡する主要地方道や一般県道が整備されている。さらに都心方面と結ぶ都市軸道路が計画され、広域道路網の整備が進んでいる。

鉄道路線としては、取手駅と下館駅を結ぶ関東鉄道常総線と、秋葉原駅とつくば駅を結ぶつくばエクスプレスの2路線がある。関東鉄道常総線は、市内に小絹駅があり、取手駅からの所要時間は約36分、下館駅からの所要時間は約70分である。つくばエクスプレスは、市内にみらい平駅があり、秋葉原駅からの所要時間(最短)は約40分、つくば駅からの所要時間は約12分である。

2 人口及び世帯

平成 17 年の首都圏新都市鉄道つくばエクスプレスの開通により、みらい平地区の住宅開発が進み人口が増加し、国勢調査における人口及び世帯は、平成 17 年は 40, 174 人(世帯数 12, 563 世帯)、令和 2 年は 49, 872 人(19, 971 世帯)となっている。15 年間で 9,698 人(約 24%)増加している。

第3 つくばみらい市における災害

1 災害履歴

本市においては、台風等による水害のほか、地震や火災等の被害がある。 東日本大震災以降の災害履歴は、おおむね次のとおりである。

図: 災害の発生及び被害

発生年月日	区分	災害状況
平成 23 年 3 月 11 日	地震:東日本大震災	【震 度】震度6弱。
		【人的被害】重傷者3名、軽症2名
		【建物被害】住家:全壊11棟、半壊55棟、一部破
		損 2,371 棟
平成 27 年 9 月 10 日	風水害:関東・東北	【住宅被害】住家:半壊 13 棟、床上浸水1棟、床
	豪雨	下浸水 21 件
		非住家:床上浸水22棟
平成 28 年 8 月 18 日	風水害:台風7号	【気象情報】土砂災害警戒情報が発表。
		【そ の 他】通行止め6か所、車両水没1件
		断水 3,900 世帯、停電 3,400 戸
平成 29 年 10 月 23 日	風水害:台風21号	【建物被害】住宅:床下浸水1件
		【そ の 他】通行止め5か所、停電400戸
平成30年8月31日	風水害:ゲリラ豪雨	【その他】停電400戸
平成30年9月4日	風水害:台風21号	【人的被害】軽症1名
平成 30 年 9 月 30 日	風水害:台風24号	【建物被害】住家:一部損壊 14 棟
		非住家:5棟
		【その他】通行止め5個所、倒木8件、停電4,800戸
令和元年9月8日	風水害:令和元年房	【建物被害】住家:一部損壊17件
	総半島台風	【その他】倒木2件、通行止め2か所、停電約100戸
令和元年 10 月 11 日	風水害:令和元年東	【河川水位】鬼怒川:氾濫危険水位を超過
	日本台風	【建物被害】住家:半壊2棟、準半壊1棟、一部損
		壊 32 棟
		非住家:床上浸水1棟

2 災害の想定

(1) 地震被害の想定

茨城県では、7つの地震を対象とした地震被害想定を公表(茨城県地震被害想定調査報告書(平成30年)している。

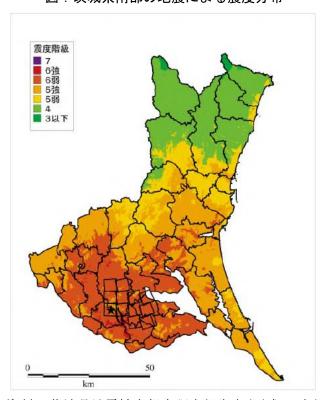
このうち、本市にもっとも大きな被害をもたらす「茨城県南部の地震」を本計画における想定地震とする。「茨城県南部の地震」によって想定される本市の被害は以下のとおりである。

表:茨城県で備えるべき想定地震

No	地 震 名	地震規模	想定の観点	
1	茨城県南部の地震	Mw7.3	首都直下のM7クラスの茨城県南部地域	
2	茨城・埼玉県境の地震	Mw7.3	に影響のある地震の被害	
3	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震	Mw7.1	県北部の活断層による地震の被害	
4	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震	Mw7.0	宗礼部の位例暦による地展の攸舌	
5	太平洋プレート内の地震(北部)	Mw7.5	プレート内で発生する地震の被害	
6	太平洋プレート内の地震(南部)	Mw7.5	ノレー アヒメ゙ヒ先生り る地展の被告	
7	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震	Mw8.4	津波による被害	

※Mwは、モーメントマグニチュード

図:茨城県南部の地震による震度分布



資料:茨城県地震被害想定調査報告書(平成30年)

表:茨城県南部の地震による本市における想定震度及び想定被害

地震名	①茨城県南部	②茨城・埼玉 県境	③F1断層	④棚倉破砕帯	⑤太平洋 プレート (北部)	⑥太平洋 プレート (南部)	⑦茨城県沖~ 房総半島沖
つくばみらい市	6 強	6 弱	4	4	5 強	6 弱	6 弱

資料:茨城県地震被害想定調査報告書(平成30年)

3 首都直下地震に係る法制度の整備

平成25年11月、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能を維持するとともに、 首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直 下地震対策特別措置法が制定され、同年12月に施行された。また、平成26年3月には、首都 直下地震緊急対策推進基本計画が策定されるとともに、茨城県については、本市を含む39市町 村が首都直下地震緊急対策区域に指定された。M7クラスの首都直下地震、M8クラスの海溝 型地震に対し、以下の図に示す基準により設定されている。

指定基準の概要
○震度6弱以上の地域
○津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
○防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

緊急対策区域の指定地域
(平成27年3月31日現在)

図:首都直下地震緊急対策区域の指定

資料:首都直下地震緊急対策区域(内閣府 防災情報のページ)

第4章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係各機関の処理する事務又は業務は、おおむね次のとおりである。

1 つくばみらい市

- (1) つくばみらい市防災会議及び市災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
- (4) 災害の防除と拡大防止
- (5) 救助、防疫等被災者の救助・保護
- (6) 災害復旧資材の確保
- (7)被災産業に対する融資等の対策
- (8)被災市営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害対策要員の動員、雇上
- (11) 災害時における交通、輸送の確保
- (12) 被災施設の復旧
- (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

2 消防本部(常総地方広域市町村圏事務組合)

- (1) 消防力の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
- (2) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (3)災害の防除と拡大防止に関すること。
- (4) 被災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。
- (5)避難者の誘導、その他市民の避難措置に関すること。
- (6) 救援、安否情報の収集、その他市民等の救援措置に関すること。
- (7) その他緊急事態への対処に関すること。

3 茨城県

- (1) 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
- (4) 災害の防御と拡大の防止
- (5) 救助、防疫等被災者の救助・保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定

- (7)被災産業に対する融資等の対策
- (8) 被災県営施設の応急対策
- (9) 災害時における文教対策
- (10) 災害時における社会秩序の維持
- (11) 災害対策要員の動員、雇上
- (12) 災害時における交通・輸送の確保
- (13) 被災施設の復旧
- (14) 市が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等
- (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

4 指定地方行政機関

(1) 関東管区警察局

- ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。
- イ 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。
- ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること。
- エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。
- オ警察通信の確保及び統制に関すること。
- カ 津波・火山警報の伝達に関すること。

(2) 関東総合通信局

- ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
- イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること。
- ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変 更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置) の実施に関すること。
- エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

(3) 関東財務局

- ア 災害復旧事業費の査定立会いに関すること。
- イ 災害つなぎ資金の融資(短期)に関すること。
- ウ 災害復旧事業の融資(長期)に関すること。
- エ 国有財産の無償貸与業務に関すること。
- オ 金融上の措置に関すること。

(4) 関東信越厚生局

- ア 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること。
- イ 関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 茨城労働局

- ア 工場、事業所における労働災害の防止に関すること。
- イ災害時における賃金の支払いに関すること。

- ウ 災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること。
- エ 労災保険給付に関すること。
- オ 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関すること。

(6) 関東農政局

- ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検・整備等の実施又は指導に関すること。
- イ 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地 浸食防止等の施設の整備に関すること。
- ウ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。
- エ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
- オ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理・指導及び病害虫の防除に関すること。
- カ 土地改良器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。
- キ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること。
- ク災害時における災害救助用米穀の供給に関すること。

(7) 関東森林管理局

- ア 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持・造成に関すること。
- イ 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること。

(8) 関東経済産業局

- ア 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
- イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
- ウ 被災中小企業の振興に関すること。

(9) 関東東北産業保安監督部

ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関すること。

(10) 関東地方整備局

- ア 防災上必要な教育及び訓練に関すること。
- イ 公共施設等の整備に関すること。
- ウ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。
- エ 災害に関する情報の収集及び予報・警報の伝達等に関すること。
- オ 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。
- カ 災害時における復旧資材の確保に関すること。
- キ 災害時における応急対策工事等に関すること。
- ク 災害復旧工事に関すること。
- ケ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。
- コ TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) に関すること。
- サーリエゾン(災害対策現地情報連絡員)の派遣に関すること。

(11) 関東運輸局

- ア 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。
- イ 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。

(12) 東京航空局

- ア 災害時の航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関すること。
- イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
- ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

(13) 関東地方測量部

- ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。
- イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。

(14) 東京管区気象台

- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。
- イ 気象、地象(地震にあっては地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並 びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するととも に、これらの機関や報道機関による住民への情報等の周知に関すること。
- ウ 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)についての周知・広報に関すること。
- エ 市町村長が行う緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難(以下「避難指示等」という。) の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関す ること。
- オ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推 移やその予想の解説等に関すること。
- カ 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普 及啓発活動に関すること。

5 自衛隊

- (1) 防災関連資料の基礎調査に関すること。
- (2) 災害派遣計画の作成に関すること。
- (3) つくばみらい市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること。
- (4) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。
- (5) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

6 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社

- ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
- ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること。
- エ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

(2) 日本銀行

ア
災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導に関すること。

(3) 日本赤十字社

- ア 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。
- イ 災害救助の協力、奉仕団の連絡・調整に関すること。
- ウ 義援金品の募集配布に関すること。

(4) 日本放送協会

- ア 気象予報、警報等の周知徹底に関すること。
- イ 災害状況及び災害対策室の設置に関すること。
- ウ 社会事業等による義援金品の募集、配布に関すること。

(5) 東日本高速道路株式会社

ア 高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施工に関すること。

(6)独立行政法人水資源機構

- ア ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他水資源の開発又は利用のための施設の新築又は改築に関すること。
- イ 前号に掲げる施設の操作、維持、修繕、その他の管理及び災害復旧工事等に関すること。
- (7) 東日本旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社・首都圏新都市鉄道株式会社・関東鉄道 株式会社
 - ア 鉄道施設等の整備・保全に関すること。
 - イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
- (8) 東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」とする。)
 - ア 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
 - イ 災害時における緊急電話の取扱いに関すること。
 - ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

(9) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力緊急時支援・研修センター等を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力

- ア 市が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力(緊急時モニタリング、緊急被ば く医療活動、広報活動等)
- イ 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援(事故拡大防止、汚染 拡大防止等)
- ウ 原子力防災に必要な教育・訓練

(10) 東京ガス株式会社(つくば支店)

- アガス施設の安全、保全に関すること。
- イ災害時におけるガスの供給に関すること。
- ウガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。

(11) 日本通運株式会社

ア 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

(12) 東京電力パワーグリッド株式会社

- ア 災害時における電力供給に関すること。
- イ 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

(13) KDDI株式会社

- ア 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- イ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

(14) 株式会社 N T T ドコモ

- ア 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- イ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

(15) ソフトバンク株式会社

- ア 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- イ 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。
- (16) 大手コンビニエンスストア (株式会社セブン イレブン・ジャパン、株式会社ローソン 、株式会社ファミリーマートなど)
 - ア 災害時の物資の調達や輸送に関すること。
 - イ 駐車場の提供に関すること。

7 指定地方公共機関

- (1) 茨城県土地改良事業団体連合会
 - ア 各土地改良区の農業用水門、農業用水路及び農業用ため池等の施設の整備、防災管理及び 災害復旧の促進並びに連絡調整に関すること。
- (2) 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
 - ア 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
 - イ 生活福祉資金の貸付に関すること。
- (3) 医療関係団体(一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会)
 - ア 災害時における応急医療活動に関すること。

(4) 水防管理団体

- ア 水防施設資材の整備に関すること。
- イ 水防計画の作成と水防訓練に関すること。
- ウ水防活動に関すること。

- (5) 運輸機関(関東鉄道株式会社、一般社団法人茨城県トラック協会、首都圏新都市鉄道株式会社、一般社団法人茨城県バス協会)
 - ア 災害時における避難者及び救助物資その他の輸送の協力に関すること。
- (6) ガス事業者(東部ガス株式会社、東日本ガス株式会社)
 - アガス施設の安全、保全に関すること。
 - イ災害時におけるガスの供給に関すること。
 - ウ ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。
- (7) 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会
 - ア 高圧ガス事業所の緊急出動体制の確立に関すること。
 - イ 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関すること。
 - ウ 高圧ガスの供給に関すること。
 - エ 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること。
- (8) 報道機関(株式会社茨城新聞社、株式会社茨城放送)
 - ア 防災知識の普及と警報等の周知に関すること。
 - イ 災害応急対策等の周知に関すること。
 - ウ 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。

8 公共的団体

- (1) 社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会
 - ア 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
 - イ 生活福祉資金の貸付に関すること。
- (2) 茨城みなみ農業協同組合
 - ア 農作物、家畜の防災、災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること。
 - イ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
 - ウ 農産物の需要調整に関すること。
 - エ被害状況の調査に関すること。
- (3) 医療関係団体(つくば市医師会、きぬ医師会、つくばみらい市歯科医師会、つくば薬剤師会)
 - ア 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。
 - イ 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
- (4) つくばみらい市商工会
 - ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知に関すること。
 - イ 事業者BCP策定のフォローアップに関すること。
 - ウ 事業継続力強化支援計画に係る訓練の実施に関すること。
 - エ 緊急対策の実施可否の確認に関すること。
 - オ 緊急対策の実施時の地区内小規模事業者に対する支援に関すること。
 - カ 地区内小規模事業者に対する復興支援に関すること。